

負の遺産対策事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 不法に投棄された廃棄物や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)による規制以前に行われた廃棄物の処分等(以下「負の遺産」という。)によって、県民生活に支障が生じるおそれがある場合において、負の遺産の除去等の対策を促進し、生活環境を保全するために要する経費について、この要綱に基づき助成金を交付する。

(対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次の各号いずれかの負の遺産による支障の除去事業とする。

- (1) 県民の生活環境に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあり、緊急に対応しなければならないと認められるもの。
- (2) 県民の公衆衛生に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあると認められるもの。
- (3) 自然の荒廃又は県民の自然環境の利用に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあると認められるもの。

2 前項の負の遺産による支障を除去する事業とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 廃棄物の不法投棄の除去等
- (2) 廃棄物による汚染防止のための措置
- (3) 廃棄物による周辺環境への危険防止のための措置
- (4) その他、基金が認める事業

(対象団体)

第3条 助成の交付対象となる団体は、前条の事業を実施する千葉県及び県内の市町村とする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物の種類及び量・対策範囲等を確定するための調査費
- (2) 除去等のために直接必要な経費
- (3) 産業廃棄物処理業者等への委託料、請負費
- (4) その他、不法投棄対策部会(以下「部会」という。)で認めた経費

(助成金)

第5条 助成金は、別表1要件の欄に定める対象事業ごとの助成率から積算する額とし、予算の範囲内で交付する。

2 助成金の限度額は、別表1限度額の欄に定める対象事業ごとの額とし、1年度1回限りとする。

3 助成金の算定に当たり、県又は市町村以外の団体等から財政支援がある場合には、助成対象経費からこれを控除した金額を助成金の算定基礎とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付申請をしようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業実施前の受付期間にちば環境再生基金管理者 一般財団法人千葉県環境財団理事長（以下「理事長」という。）に「負の遺産対策事業助成金申請書（別記第1号様式）」に係る書類を添えて提出するものとする。

ただし、事業実施に際し、緊急に対応する必要がある場合における申請の時期について、理事長が認める場合はこの限りではない。

- 2 助成金の交付を受けることができるのは、同一の事業に対して、原則として、通算で3年間を限度とする。やむを得ず申請する場合にあっては、申請者において支障の除去方法の有効性について事前に調査を行い、その結果を添付すること。
- 3 不法に投棄された廃棄物に係る対策事業の申請は、原則として、1回の申請につき1市町村1事業とする。やむを得ず複数の申請をする場合にあっては優先順位を付けること。

(審査)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、速やかに当該事業への助成の適否を部会に諮るものとする。

2 部会は、次の審査基準に基づき、審査するものとする。

- (1) 生活環境保全上、対策の緊急性が極めて高いこと。または公衆衛生上の支障の除去が必要であること。
- (2) 自然環境の保全又は県民の自然環境利用上、対策の必要性が高いこと。
- (3) 負の遺産に関する原因の究明が十分行われていること。
- (4) 不法投棄の場合、処理責任を有する者の究明が十分に行われており、この者が不明又は経済的能力が不足していて、適切な処理を行うことができないと認められること。
- (5) 申請者において、事前に支障の状況把握が行われていること。
- (6) 関係者の協力体制が十分整っていること。
- (7) 事業実施に当り地権者が事業の趣旨を十分理解し、事業実施後の管理を適正に行うことについて了承していること。
- (8) 予算の範囲内であること。

(交付決定)

第8条 理事長は、前条の審査結果に基づき助成金の交付の決定をした申請者（以下「決定団体」という。）に対し「負の遺産対策事業助成金決定通知書（別記第2号様式）」により通知する。

2 交付を決定する場合には、次の条件を付すこととする。

- (1) 事業実施場所において、公衆の見やすい場所にちば環境再生基金の助成を受けて実施する旨を表示すること。
- (2) 再発防止の対策を講ずること。
- (3) その他部会において付された条件

(事業の変更等)

第9条 決定団体が次の各号を行おうとする場合は、「事業変更（中止・廃止）承認申請

書（別記第3号様式）」を理事長に提出して事前に承認を受けなければならない。

(1) 第4条第1号の廃棄物の種類、量、対策範囲を確定するための調査等による助成事業の内容又は経費の変更（助成事業に要する経費の10パーセント以内の増減はこの限りでない。）

(2) 助成事業の中止又は廃止

2 前項の申請があった場合には、理事長は内容を審査し、その結果を当該決定団体に通知するものとする。ただし、理事長は、重大な事業変更を承認しようとする場合は、部会に諮らなければならない。

(実績報告)

第10条 決定団体は、事業完了の日から起算して1ヶ月以内に「負の遺産対策事業助成金実績報告書（別記第4号様式）」に次の各号の関係書類を添付して、理事長に提出するものとする。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業費精算書

(3) 不法投棄された場所の改善後の図面及び写真

(4) その他改善が確認できる資料

(額の確定)

第11条 理事長は、第10条の実績報告の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の確定をし、通知するものとする。

(請求)

第12条 決定団体は、助成金の交付を受けようとするときは、「負の遺産対策事業助成金請求書（別記第5号様式）」を理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第13条 理事長は、決定団体が次の各号の一に該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金を対象経費以外に使用したとき。

(3) 対象事業を中止、縮小した場合又は完了できないとき。

(返納)

第14条 決定団体は、負の遺産対策事業に要した費用を原因者等から徴収又は回収した場合にあっては、その額に応じて当該事業費の費用にかかる助成額の全部又は一部について基金に返納するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

別表1（第5条関係）

分類	要件	助成率	限度額	
一	緊急に対応しなければ、県民の生活環境に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあるものと認められるもの	産業廃棄物について、県、千葉市、船橋市または柏市が事業を実施する場合	2分の1以内	—
二	同上	千葉市、船橋市または柏市以外の市町村が事業を実施する場合	10分の9以内	—
三	現に県民の公衆衛生に影響を及ぼしているもの若しくは及ぼすおそれがあるものと認められるもの		2分の1以内	—
四	自然の荒廃又は県民の自然環境の利用に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあるものと認められるもの		4分の3以内	200万円以内

負の遺産対策事業助成金申請書

ちば環境再生基金管理者
一般財団法人千葉県環境財団
理事長 様

千葉県知事
市町村長 印

表記の助成金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 申請額

金 _____ 円 (うち消費税相当額 _____ 円)

(関係書類)

1 事業計画説明書

(1) 事案の概要 (別紙1-1、別紙1-2)

(2) 事業計画及び実施予定時期 (別紙2)

2 事業費明細 (別紙3-1、別紙3-2)

3 投棄された場所等の図面および写真 (別紙4)

4 その他参考となるもの (別紙5)

担当部・課・係名等	
担当者名	
TEL/FAX	
e-メールアドレス	

事業計画説明書

(1) 事案の概要

項目	内容
1 投棄等の場所	
2 投棄等の時期	
3 投棄実行者	
4 投棄された廃棄物の種類及び量	
5 生活環境の保全上の支障が生じ又は生ずるおそれの状況	
6 公衆衛生上の支障が生じ又は生ずるおそれの状況	
7 自然環境保全又は県民の自然環境の利用上の支障が生じ又は生ずるおそれの状況	
8 経緯等	
9 協力体制	

別記第1号様式（別紙1-2）

生活環境・公衆衛生・自然環境・自然環境利用上の支障の状況把握

把握項目	着目点	調査項目等	現況	支障の状況
廃棄物の性状	有害物質の有無	健康項目(重金属, 農薬等) 感染性物質、爆発性等 その他有害性物質		
	その他の環境汚染物質の有無	外観(性状, 色, 臭気等) 酸、アルカリ性物質 生活環境項目、その他		
周辺環境への影響の状況等	水質(表流水、地下水)影響、土壌汚染等の有無	健康項目等		
		生活環境項目等		
	大気汚染物質等による周辺環境への影響の有無	有害大気汚染物質等		
		粉じん 悪臭		
周辺地域への影響	周辺生活環境への影響等	崩落、流出、転落等の危険性		
	社会的問題の発生状況等	苦情の状況等		
公衆衛生上の影響	公衆衛生上の問題の発生状況	ねずみ、蚊、蠅などの発生状況		
		公衆衛生に関する苦情の状況等		
自然環境保全、自然環境利用上の影響	自然環境への影響	自然景観の阻害状況		
	周辺の動植物等生態系への影響の有無	動物, 魚類, 植物等への影響		
	自然環境の利用状況	住民等の環境活動状況		
		自然観察等の県民の環境利用状況		

別記第1号様式（別紙 2）

(2) 事業計画及び実施予定時期

項 目	内 容
1 事業計画	<p>(1) 投棄等の現場における措置</p> <p>(2) 撤去等</p> <p>ア 選別, 積込みの方法</p> <p>イ 運搬</p> <p>(3) 処分方法等</p>
2 実施予定時期	<p>着手予定 年 月 日</p> <p>完了予定 年 月 日</p>

事業費明細

項目	金額	備考
1 調査費 (投棄場所の範囲、廃棄物の種類、量、成分分析等の調査)		
2 撤去工事の準備 (測量等)		
3 撤去 (場内運搬、選別、積込み)		
4 運搬 (施設への運搬、処分場への運搬)		
5 処分 (破碎、焼却、処分場への運搬)		
6 処理価格 (1～5の合計)		
7 消費税相当額 (費用区分6の消費税)		
8 合計 (費用区分6+7の計)		

- ※ 見積の場合金額だけでなく詳細についても添付すること。
- ※ 処分費には、分別後の一般廃棄物に係る処分費は助成対象外の経費で含めることはできません。
- ※ 事業内容を十分精査した上で算出した負の遺産対策事業に必要な見積額を記載してください。

別記第1号様式（別紙 3-2）

事業費明細書

事業費内訳				
費用区分	数量	単価	金額	積算内訳
		円	円	

負の遺産対策事業所要額調書

総事業費 (A)	原因者負担額 (B)	助成対象経費 (A)-(B)=(C)	助成申請額 (C)×__/10=(D)

総事業費は、要綱第4条に掲げる対象経費のうち、当該事業に要する経費の総額を記入して下さい。

別記第1号様式（別紙 4）

投棄された場所等の図面および写真

項目	内容	図面等の 番号
投棄場所 の位置図	1 投棄等の場所の位置図は、縮尺 1/2,500～1/5,000 とし、投棄場所の範囲、 廃棄物等の流失又は、流失のおそれがある場合は、その位置がわかるもの。 2 平面図及び側面図は縮尺 1/100～1/500 とし、側面図は2方向以上作成し たもの。	
投棄場所 の写真	写真は、投棄等の場所については、全景、側面(2方向以上)の写真とし、 流失又は流失するおそれがある場合は、その状況が把握できる写真。	

その他参考となるもの

項 目	内 容	資料等の 番号
その他支障の除去 等の措置に関し	申請時に当該事業に係る予算措置が確認できる書類	
必要な事項	予算措置がなされていない場合には、補正予算計上見込みが確認できる書類	

負の遺産対策事業助成金決定通知書

千葉県知事
市町村長

年 月 日付け 第 号で申請のあった負の遺産対策事業については、
下記のとおり助成することとしたので通知します。

記

1 助成金の交付額 金 円(うち消費税相当額 円)

年 月 日

一般財団法人千葉県環境財団
理事長

第 号
年 月 日

負の遺産対策事業変更(中止・廃止)承認申請書

一般財団法人千葉県環境財団

理事長 様

千葉県知事

市町村長 印

年 月 日付け千環財第 号で交付決定のあった負の遺産対策事業を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、負の遺産対策事業助成金交付要綱第9条の規定によりその承認を 申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更の内容

負の遺産対策事業助成金実績報告書

一般財団法人千葉県環境財団

理事長 様

千葉県知事

市町村長 印

年 月 日付け 第 号で額の決定のあった負の遺産対策事業を完了したので、
関係書類を添えて報告します。

1 事業費金額

金 円(うち消費税相当額 円)

2 交付決定額

金 円 第 号 年 月 日

(関係書類)

1 事業実績報告書

事業計画説明書の事業計画に準じて記載する

2 事業費清算書

事業費の根拠となる精算書等を添付のこと

3 投棄された場所の改善後の図面および写真

4 その他改善が確認できる資料

第 号
年 月 日

負の遺産対策事業助成金請求書

一般財団法人千葉県環境財団

理事長 様

千葉県知事

市町村長 印

年 月 日付け千環財第 号で額の決定のあった負の遺産対策事業に関する助成金を下記
のとおり請求します。

記
金 円(うち消費税相当額 円)